

議案第53号

富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成30年5月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、富士見市国民健康保険条例の一部を改正したい
ので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「富士見市国民健康保険運営協議会」に改める。

「第1章 この市が行う国民健康保険」を「第1章 この市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 富士見市国民健康保険運営協議会」に改める。

第2条の見出しを「（富士見市国民健康保険運営協議会の委員の定数）」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下）」を「富士見市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。次条において）」に改める。

第8条第1項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」を「法」に改める。

第14条及び第15条中「国民健康保険法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。